## 福岡都市計画地区計画の決定(福岡市決定)

都市計画室見一丁目地区地区計画を次のように決定する。

	_		室見一丁目地区地区計画
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<del> </del>
面積			約 4.6 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は、西部副都心西側に位置し、室見川、金屑川及び室見公園に 囲まれた閑静な低層住宅地である。 今後とも良好な住環境の維持・保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		周辺環境との調和に留意し、低層住宅地として、良好な住環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針		以下の方針に基づき建築物の整備を図る。 (1)建築物の用途の混在を防ぎ、良好な住環境を保全する。 (2)低層住宅地としての街並みを保全する。
地	面 積		約 4.6 ha
区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 (1)住宅 (2)事務所兼用住宅 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)診療所 (5)理髪店又は美容院 (6)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する建築物 (7)交番等、公衆電話所その他これらに類する 建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (8)自動車車庫 (9)前各号の建築物に付属するもの
		容積率の 最高限度	15/10
		建築物等の高さの 最高限度	建築物及び工作物の地盤面からの高さは、10 m 以下とする。 この規定において、建築基準法施行令第2条第1項第六号ロに規定する 当該建築物の高さに算入されない階段室、昇降機塔その他これらに類す る建築物の屋上部分の高さは、3mまでとする。
		建築物等の形態 若しくは意匠 の制限	建築物の階数は、地上3階以下とする。

「地区計画及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

## 田中

当地区の良好な住環境の保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

